

<おしながき>

- 【1】トピック・裁判情報・法改正情報・企業情報・官公庁等情報
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

【1】トピック・裁判情報・法改正情報・企業情報・官公庁等情報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

◆トピック◆

ジャパンディスプレイ、大塚家具、RIZAP といった注目企業の決算が発表されました。経営再建中のジャパンディスプレイは 832 億 7400 万円の赤字。アップルの発注が維持できるのか、スポンサーとのリファイナンス交渉は進むのか。綱渡りが続きます。大塚家具は 24 億 5200 万円の赤字。小売から BtoB へのシフトや中国市場の開拓等により今期の黒字転換を見込んでいる。

RIZAP は 1 億 4999 万円の赤字。これまで手薄になっているシニア層の取り込みを進める方針。

https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190813_01.html

2018 年に新しく設立された法人 12 万 8610 社(前年比 2.7%減)のうち、電力事業者は 1733 社(同 12.9%減)でした。

減少率は全業種を大幅に上回り、FIT 導入以降の電力事業バブルの鈍化が鮮明になりました。

た。

https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190823_01.html

国内銀行 111 行の 2019 年 3 月期の総貸出金残高は 465 兆 3731 億円（前年同期比 4.4% 増）。

2012 年 3 月期から 8 年連続で増加。

地方公共団体向けは 31 兆 1243 億円（前年同期比 0.8% 増）で 9 年連続で増加。

中小企業等向けは 320 兆 3439 億円（同 3.1% 増）で 8 年連続で増加。

https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190906_01.html

◆裁判情報◆

裁判所 HP において知財調停手続の運用が公表されました。

当事務所においても対応いたしますので、ぜひご相談ください。

http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/l3/Vcms3_00000618.html

最二小判（菅野博之裁判長）が、令和元年 8 月 9 日、民法 916 条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続の承認又は放棄をしないで死亡した者の相続人が、当該死亡した者からの相続により、当該死亡した者が承認又は放棄をしなかった相続における相続人としての地位を、自己が承継した事実を知った時をいうとの判断を示しました。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=88855

最三小判（山崎敏充裁判長）が、令和元年 8 月 27 日、化合物の医薬用途に係る特許発明の進歩性の有無に関し当該特許発明の効果が予測できない顕著なものであることを否定した原審の判断に違法があるとして破棄差戻しをしました。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=88888

最三小判（山崎敏充裁判長）が、令和元年 8 月 27 日、相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に当該遺産の分割をしていたときは、民法 910 条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は、当該分割の対象とされた積極財産の価額であると解するのが相当であるとの判断を示しました。

http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=88889

◆法改正情報◆

改正相続法のうち、配偶者居住権以外の部分が7月1日から施行されています。

施行済みの主な改正点は次のとおりです。

- ①20年以上の夫婦間での贈与は相続財産としてカウントされません。
- ②被相続人の預貯金は一定額まで家庭裁判所の許可を得ずに払い戻せます。
- ③自筆証書遺言の作成が少し楽になりました。遺産目録をパソコンで作成したり、通帳や登記簿のコピーを添付したりできます。ただし、これらに署名押印することを忘れないように。
- ④遺留分を侵害された場合に単純に金銭を請求する制度になりました。
- ⑤相続登記を未了にしていると第三者に権利を主張できなくなるおそれがあります。
- ⑥相続人以外の親族が無償で被相続人の介護や看護をしていた場合に特別の寄与料を請求できるようになりました。

◆企業情報◆

経団連が、改正労働者派遣法説明会での質問に対する回答を公表しました。

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2019/062.pdf>

東京証券取引所が、第8回企業価値向上表彰の表彰候補50社を公表しました。

https://www.jpx.co.jp/news/1024/20190827_release01_.html

◆官公庁等情報◆

厚生労働省第54回中央最低賃金審議会において、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。

京都の引上げ額の目安は27円です。

これに伴い、京都の最低賃金は10月1日から909円になります。ちなみに大阪は964円です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06020.html

国土交通省が、昨年10月から全国146のマンション管理業者へ立入検査を実施し、63社に是正指導を実施しました。

指導がなされた事項は次のとおりです。

- ① 管理業務主任者の設置
- ② 重要事項の説明等
- ③ 契約の成立時の書面の交付
- ④ 財産の分別管理

⑤ 管理事務の報告

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000193.html

金融庁が、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集を公表しました。

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20190807-02.html>

あわせて、「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集も公表しました。

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20190807.html>

消費者庁が、イオンペット株式会社に対し、同社が供給するペットのトリミングサービス及びホテルサービスに係る表示について課徴金納付命令を行いました。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/016133/>

消費者庁が、株式会社ブルースターに対し、同社が供給するクリーニングサービスに係る表示について措置命令を行いました。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/016132/>

中小企業庁が、平成 30 年度における下請取引の適正化に向けた取組等をまとめました。支払遅延や下請代金の減額等の実体規定違反は 489 件、書面不備・未交付や書面未保存といった手続規定違反は 1298 件ありました。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190816003/20190816003.html>

経産省が、事業引継ぎ支援センターによる第三者承継（M&A）に係るマッチング支援データベースの拡充を行いました。

事業承継はぜひ当事務所にご相談ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190816001/20190816001.html>

【2】セミナー案内

① 知財セミナー「著作権研修」（10月17日 16:00～18:00 講師：弁護士拾井美香）

② 知財セミナー「知財契約における問題と対応実務」（11月14日 16:00～18:00 講師：弁護士拾井美香）

今回の「知財セミナー」では、著作権の基本、企業活動・インターネット上の著作権の問題、著作権契約のポイント、知財契約の基本、知財契約で規定すべき事項、知財契約の各種事例をご紹介します。

<http://kyotosogo-law.com/seminar-8/>

添付の PDF もご覧ください。

③ 労働問題勉強会「重要判例研究 2019」（11月20日 16:00～18:00）講師：弁護士野崎隆史

今回の「労働問題勉強会」では、労務上問題となりやすい「重要判例」の総まとめをテーマに、企業側や士業の立場から注意すべき共有させていただきます。

<http://kyotosogo-law.com/seminar-6/>

添付の PDF もご覧ください。

④ 宿泊業者が抱える三大トラブル対応セミナー（11月28日 16:00～18:30）講師：弁護士野崎隆史，弁護士拾井美香，弁護士伊山正和

クレーム対応，債権回収，外国人雇用クレームといった宿泊業・ホテル業を取り巻く3つの大きな課題への対応策について，それぞれに精通した弁護士から傾向と対策をご紹介します。

セミナーのお問い合わせ，お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.5 を発行しました。

- ・パワハラ防止義務
- ・誰のための養育費
- ・終活における遺言書の作成（第3回）
- ・自転車事故の特徴と注意点（後編）

<http://kyotosogo-law.com/newsletter-2/>

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2019年9月号，いかがでしたでしょうか？

8月20日に開催したセミナー「従業員の休職・復職」（講師：弁護士伊山正和）も多くの
方々にお越しいただき、誠にありがとうございました。

皆様が本当にお悩みになっていることがよくわかりました。

当事務所では皆様をサポートすべく、セミナー参加特典として就業規則を点検させていただ
き、ワンポイントアドバイスをさせていただきます。

働き方改革にも対応した就業規則の常時アップデートは、月額5万円から始められる「労
務管理サポートサービス」がおすすめです。

大変ご好評ですので、ぜひお早めにお問い合わせください。

さて、最後に今月もF-1と阪神の話題を少々。

サマーブレイク後はレッドブル…ではなく、フェラーリの快進撃が続いています（エクソ
モービルのアップデート早くして！）。

シャルル・ルクレールの覚醒は新たな時代の幕開けとなりそうです。

マックス・フェルスタッペンとの新2強時代が待ちきれません。

トロロツに移ったガスリーが本来の輝きを取り戻しつつあり少し安心ですが、ホンダが
レッドブルと組むことができた立役者の一人だと思しますので、できればレッドブルで輝
いてほしかったですね。

アルボンはF-1一年生とは思えない戦闘力を発揮していて楽しみです！

ラグビーを見ている間になぜか巨人が優勝していたようですが、我が阪神には藤川球児の
250セーブへのカウントダウンという楽しみがあります！

1998年に松坂を指名せず単独で藤川球児を指名したときは、大変失礼ですが「え…？」と
思ったものです。

それがあの火の玉ストレートを投げ、清原に威嚇され、JFKになり、メジャーに行き、トミ
ージョン手術を経て、高知ファイティングドッグスに入団し、そしていよいよ松坂世代最初
かつ最後の名球会選手になるとは…。

39歳にして再び全盛期に匹敵する奪三振率ですよ！

限界を決めてしまうのは自分、超えるのも自分（弁護士野崎隆史）。

本メールマガジンは、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に名刺交換させていた
いただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡くだ
さい。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>